

瀬戸市消防本部訓令第1号

消防本部

消 防 署

瀬戸市消防本部等決裁規程（昭和62年瀬戸市消防本部訓令第1号）の  
一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

瀬戸市消防長 矢野 研 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(6)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(7) <u>副署長等</u> 規則第8条第1項に規定する主幹並びに瀬戸市消防署組織規程(昭和61年瀬戸市消防本部告示第1号。以下「規程」という。)第9条第1項に規定する<u>副署長</u>、主幹、室長及び分署長をいう。</p> <p>(8) &lt;省略&gt;</p> <p>(9) &lt;省略&gt;</p> <p>(消防次長等の専決)</p> <p>第5条 消防次長、課長、消防署長及び<u>副署長等</u>は、別表第1及び別表第2に定める事項を専決するものとする。</p> <p>2 消防次長、課長、消防署長及び<u>副署長等</u>は、前項に定めるもののほか、消防長の決裁事項のうち、特に重要なもの以外のものについて専決することができる。</p> <p>(代決)</p> <p>第9条 &lt;省略&gt;</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(6)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(7) <u>主幹等</u> 規則第8条第1項に規定する主幹並びに瀬戸市消防署組織規程(昭和61年瀬戸市消防本部告示第1号。以下「規程」という。)第9条第1項に規定する主幹、室長及び分署長をいう。</p> <p>(8) <u>副署長</u> <u>規程第9条第1項に規定する副署長をいう。</u></p> <p>(9) &lt;省略&gt;</p> <p>(10) &lt;省略&gt;</p> <p>(消防次長等の専決)</p> <p>第5条 消防次長、課長、消防署長及び<u>主幹等</u>は、別表第1及び別表第2に定める事項を専決するものとする。</p> <p>2 消防次長、課長、消防署長及び<u>主幹等</u>は、前項に定めるもののほか、消防長の決裁事項のうち、特に重要なもの以外のものについて専決することができる。</p> <p>(代決)</p> <p>第9条 &lt;省略&gt;</p>

2及び3 <省略>

4 規則第8条第1項に規定する主幹が不在であるときは、消防長が指定した消防司令長又は消防司令が規則第8条第1項に規定する主幹の専決すべき事項を代決することができる。

5 消防署長が不在であるときは規程第9条第1項に規定する副署長、主幹、室長及び分署長がそれぞれ消防署長の専決すべき事項を代決することができる。

6 規程第9条第1項に規定する副署長、主幹、室長及び分署長が不在であるときは、消防長が指定した消防司令長又は消防司令が規程第9条第1項に規定する副署長、主幹、室長及び分署長の専決すべき事項を代決することができる。

別表第1 (第5条関係)

決裁区分 決裁事項	消防本部				消防署		備考
	消防長	消防次長	課長	主幹	消防署長	副署長、主幹、室長及び分署長	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

備考

1 <省略>

2 この表において、消防本部の欄「主幹」は、規則第8条第1項に規

2及び3 <省略>

4 消防署長が不在であるときは副署長が、消防署長及び副署長がともに不在であるときは当該事務を所掌する規程第9条第1項に規定する主幹、室長及び分署長がそれぞれ消防署長の専決すべき事項を代決することができる。

5 規程第9条第1項に規定する主幹、室長及び分署長が不在であるときは、消防長が指定した消防司令長又は消防司令が規程第9条第1項に規定する主幹、室長及び分署長の専決すべき事項を代決することができる。

別表第1 (第5条関係)

決裁区分 決裁事項	消防本部				消防署		備考
	消防長	消防次長	課長	主幹	消防署長	主幹、室長及び分署長	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

備考

1 <省略>

2 この表において、消防本部の欄「主幹」は、規則第8条第1項に規

<p>定するものを、消防署の欄「<u>副署長</u>、主幹、室長及び分署長」は、規程第9条第1項に規定するものをいう。</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p>	<p>定するものを、消防署の欄「主幹、室長及び分署長」は、規程第9条第1項に規定するものをいう。</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p>																								
<p>別表第2（第5条関係）</p>	<p>別表第2（第5条関係）</p>																								
<p>1 消防本部</p> <p style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</p>	<p>1 消防本部</p> <p style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</p>																								
<p>2 消防署</p>	<p>2 消防署</p>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">決裁区分</th> <th style="width: 20%;">消防署長</th> <th style="width: 45%;">副署長、主幹、室長及び分署長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">決裁事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</td> <td style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</td> <td style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>		決裁区分	消防署長	副署長、主幹、室長及び分署長	決裁事項					<省略>	<省略>	<省略>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">決裁区分</th> <th style="width: 20%;">消防署長</th> <th style="width: 45%;">主幹、室長及び分署長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">決裁事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</td> <td style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</td> <td style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>		決裁区分	消防署長	主幹、室長及び分署長	決裁事項					<省略>	<省略>	<省略>
	決裁区分	消防署長	副署長、主幹、室長及び分署長																						
決裁事項																									
	<省略>	<省略>	<省略>																						
	決裁区分	消防署長	主幹、室長及び分署長																						
決裁事項																									
	<省略>	<省略>	<省略>																						
<p>備考</p> <p>1 &lt;省略&gt;</p> <p>2 この表において、「<u>副署長</u>、主幹、室長及び分署長」は、規程第9条第1項に規定するものをいう。</p>	<p>備考</p> <p>1 &lt;省略&gt;</p> <p>2 この表において、「主幹、室長及び分署長」は、規程第9条第1項に規定するものをいう。</p>																								

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。